

令和7年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和7年9月9日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 請願第 1 号 新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第38号 松田町こども・子育て応援条例
- 日程第 8 議案第39号 松田町職員の育児休業等に関する条例及び松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第40号 松田町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第41号 令和 7 年度松田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第42号 令和 7 年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第43号 令和 7 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第44号 令和 7 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第45号 令和 7 年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第46号 令和 7 年度松田町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第47号 令和 7 年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。ひと頃の暑さも一段落し、過ごしやすくなってきた今日この頃ですが、まだしばらくは熱中症に警戒する日々が続くかと思われます。議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、9月7日の町長選挙におきましては、現職が当選されましたので、今後さらに4年間の町政運営をよろしく願いたします。

さて、去る9月2日、松田町告示第52号により令和7年第3回松田町議会定

例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝いたします。

なお、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関連する事項での使用を許可しておりますので、御理解ください。今定例会はクールビズを実施しております。適宜、各自の判断で上着の着脱をお願いいたします。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付しておりますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和7年第3回松田町議会定例会を開催いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。6番 古谷星工人君、8番 田代実君の両名をお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る9月4日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員会委員長、飯田一君。

議会運営委員長 皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和7年第3回松田町議会定例会の招集に当たり、9月4日、午前9時より役場4階大会議室におきまして、委員6名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日9月9日から9月17日までの9日間とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の9月9日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第6「一般質問」までを行います。なお、請願第1号は産業厚生常任委員会へ付託させていただきます。終了後、大会議室において議会全員協議会を開催します。午後は本会議を再開し、日程第7「議案第38号」から日程第16「議案第47号」までの審議を行います。なお、議案第38号は産業厚生常任委員会へ付託させていただきます。議案第39号から議案第47号については全て即決でお願いします。終了後、産業厚生常任委員会を開催します。

本会議2日目の10日は、日程第17「認定第1号」から日程第25「認定第9号」までを一括上程し、代表監査委員に審査報告をしていただきます。その後、一般会計及び企業会計決算の細部説明を担当課長からしていただき、質疑を行い、一般会計決算審査特別委員会と企業会計決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、付託とさせていただきます。また、議長におかれましては、オブザーバーとして特別委員会へ出席していただきます。午後は決算に伴う主要工事箇所現地視察を実施します。終了後、産業厚生常任委員会を開催します。

11日は、大会議室で一般会計決算審査特別委員会を開催します。係長職以上の職員に出席していただき審査をいたしますので、よろしくお願いいたします。

12日は、産業厚生常任委員会を開催します。

16日は、大会議室で企業会計決算審査特別委員会を開催します。係長以上の職員に出席していただき審査をいたしますので、よろしくお願いいたします。終了後、常任委員会予備日及び委員会活動日としますので、各委員長の指示でお願いします。委員会には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いします。

本会議3日目の17日は、一般会計決算審査特別委員会に付託する認定第1号の特別委員会報告及び企業会計決算審査特別委員会に付託する認定第7号から認定第9号の特別委員会報告について、それぞれ質疑、討論、採決までを行います。続いて、日程第18「認定第2号」から日程第22「認定第6号」までの審

議を順次行います。続いて、日程第26「報告第8号」から日程第28「報告第10号」については、担当課長からの報告後質疑を行います。採決は採りません。最後に、日程第29「総務文教常任委員会所管事務調査報告」から日程第34「議員派遣について」を行い、閉会の予定です。

なお、本議会は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された場合は審議をお願いします。陳情につきましては3件提出されております。議会運営委員会で審査した結果、机上配付とさせていただきますので、御覧ください。

以上で委員会報告を終了しますが、不明な点がございましたら、私のほかに委員がおりますので、補足説明をお許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和7年第3回松田町議会定例会の会期は、本日9月9日から9月17日までの9日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さんおはようございます。

本日より9日間、令和7年第3回議会定例会、何とぞよろしく願います。

9月に入っても暑さの厳しい毎日でございますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

さて、去る9月2日に令和7年第3回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり、大変御多用のところ議員全員の御出席をいただき、ここに本定例会が開会できますことを、まずもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

初めに、9月7日に執行された松田町町長選挙におきまして、町民の皆様方から4度という表現になりますかね、御信託をいただきまして、引き続き町政

を担うことになりました。第6次総合計画に掲げる「いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける” 故郷」を引き続き形にするために、職員共々行財政運営に取り組む所存でございます。引き続きよろしく願いをいたします。

9月23日から始まります私の第4期目の町政につきましては、選挙戦でも公約に掲げておりました「チルドレンファースト」を旗印に、若い世代に選ばれるまちとして、子供たちが住みたい・子供たち目線のまちづくりを推進し、就職などで一度町外に出た方々が、また子育て世代になってから松田町に戻ってくることにより、親やおじいちゃん、おばあちゃんが安心して暮らせる・親子三世代が笑顔で暮らすまちを目指し、少子高齢化による人口減少の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

その政策の具体策な内容につきましては、次の議会におきまして、改めて所信表明として皆さん方にお伝えさせていただきますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、行政報告について、日を追って詳細について御報告させていただくところでございますが、さきにお配りさせていただいている公務報告書において割愛させていただき、主な事業などについて御報告をさせていただきますので、御了承ください。

初めに、7月28日、30日、8月1日の3日間において開催されました神奈川県議会、各政党県議団、並びに各会派の皆様方に対し、継続案件4件、新規が1件、合計5件の要望をいたしてまいりました。

継続要望につきましては、新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の実現に向けた支援と同時に、駅周辺整備に併せた県道711号御殿場線ガード下の改良事業の早期実現。

2つ目に、ヤマビルや有害鳥獣被害対策といたしまして、住民生活や観光客への被害が毎年増大する中で、ヤマビル対策部会の設置、有害鳥獣の捕獲・保護に伴う先進的な対策の情報共有、生活環境整備等に係る継続的な財政支援及びツキノワグマの対応について猟友会への支援を行いました。

3つ目に、足柄上病院の産科に係る医療体制の確保について、産科や小児科などの医療体制の充実及び医療機関への移動手段に対する補助制度の創設、並びに足柄上病院新棟建設の令和10年度中の完成。

4つ目に、災害時に寄地区の孤立を防ぎ、安全安心な生活が維持確保できるよう、寄地区へつながる県道710号線の狭小な箇所解消及び法面崩落防止などの改良工事及び水道事業の更新整備や耐震化に関する技術支援及び水道事業経営の広域化等の推進について、要望をさせていただきました。

新規要望につきましては、遊休農地対策及び新規就農支援として、小規模農地基盤整備事業における荒廃農地復旧流動化推進事業の予算枠の拡充並びに多様な担い手の定着率の向上、経営拡大支援の補助制度の創設を要望してまいりました。

また、今年より神奈川県町村会において副会長として就任いたしましたので、8月8日、牧島衆議院議員及び県内選出の国会議員への国政要望を行いました。さらに、8月25日には県町村会として県知事へ要望活動を行い、全68項目を申し入れました。

次に、8月29日には、足柄上地区1市5町の首長と知事との地域別首長懇談会において、山北町にて開催され、黒岩県知事ほか県の幹部職員出席のもと、各首長から各自治体の課題等について行い、私はその際に政党要望などと同じ項目を県に対して要望させていただきました。

特に町民の皆様方が気になされている県道711号線のJR御殿場線のガード下の改良につきましては、県担当局長さんより、長期の通行止めを生じさせないような施工方法で道路拡幅ができるよう、概略設計を引き続き進めた上で、詳細な事業計画策定に向けた調査・調整を進めてまいりますというような回答をいただいておりますので、引き続き国・県に対して、町民の生命と財産を守り、豊かで安心した暮らしに必要な要望を行ってまいります。実行していただくように継続的に働きかけてまいります。

それでは、諸事業につきまして、概略でございますが、報告させていただきます。

初めに、6月14日、町生涯学習センター大ホールにおきまして松田町・寄村合併70周年記念式典を開催したところ、来賓として、国会議員をはじめ県議会議員、町議会の皆様方、各種関係団体の皆様方、また、町民の皆様方をはじめ多くの皆様方に御出席いただきまして、式典に華を添えていただきましたことを改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

当日は、松田中学校美術部による黒板アートのお披露目や町民代表2名による70歳の主張、町ふるさと大使渡辺元智さん、北川大介さんなどによるスポーツ対談や記念コンサートが行われ、会場には大人から子供まで約500名の皆様に御参加をいただき、盛大に開催することができました。

今後も町民の皆様方が安心して住み続けられるまちとして、さらなる発展に精進してまいります。

続きまして、令和9年度よりスタートする「新しい総合計画」策定に向けて、より多くの皆様方からの声をお聞ききするため、町主催による地域別タウンミーティングを6月22日から8月10日まで約2か月間、15会場で開催をいたしました。

各会場において、御参加をいただきました皆様方からのお困りごとや未来のまちづくりへの提案など様々な御意見をいただきました。この御意見等につきましては、広報等をはじめ町ホームページなどで御報告するとともに、町の行財政運営や経営、各種施策等に反映し、新しい時代にふさわしい新たな総合計画を策定するための基礎資料とさせていただきます。

続きまして、今年は猛暑の影響を考慮し、6月22、29日の2日間において、足柄上郡5町における第74回足柄上郡総合体育大会が行われ、本町においては10種目に参加をし、総合3位でございました。

これも町スポーツ協会の皆様方の御尽力はもとより、参加された選手の日頃の練習や努力、さらには、関係する全ての方との協働・連携協力によるものと考えております。今後も、運動やスポーツ、また社会参加を行う方が増えることで、世代間交流や健康寿命の延伸につながることに期待をしているところでもございます。

続きまして、昨年度に引き続き、7月22日から8月2日までの約10日間、夏休みを利用して、幼児及び小学生を対象とした豊かな学びを支援する「寺子屋まつだ」を開催いたしました。

本年度は、本町が力を入れている英検により親しみを持てるように、サマーイングリッシュ・スクールと称し、ALTの先生と英会話やランチ、工作、水遊び、さらにはパン作り教室や企業の協力による出前授業での万華鏡作りなどを開催し、延べ150名もの参加をいただきました。

また、8月2日の「子ども夏フェス」では、生涯学習センターの青空広場やホワイエなどで、昔懐かしい金魚すくいや射的などの「縁日体験」を開催し、夏空のもと、約200人の参加者が楽しんでおられました。

今後も、子供たちが主体的に活動する取組を継続してまいります。

次に、7月31日、寒田神社例大祭では、約50年ぶりに松田大名行列の奴振りが披露されました。大名行列の演技は境内にて披露され、歴史や文化を体験する貴重な機会として多くの観覧者でにぎわいました。引き続き歴史と文化をつなげてまいります。

次に、8月6日の広島、8月9日における長崎での原爆被害者の慰霊と核兵器廃絶、世界の恒久平和の願いを込めて、6月16日から7月11日までの間、松田小学校の4年生や地域サロンまつだ、役場庁舎、生涯学習センターなどにおいて、町民の皆様方の御協力をいただき、約2万羽の折り鶴が集まり、7月29日に広島市、長崎市にお送りさせていただきました。本年度も御協力いただきました皆様方に厚く感謝、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後も平和教育につながる取組を継続するとともに、戦争により尊い命を亡くされた皆様に対し、心から御冥福をお祈り申し上げるところでもございます。

次に、8月23日には、酒匂川町民親水広場を会場に、第45回まつだ観光まつりと恒例の第24回あしがら花火大会が開催されました。昨年度から大名行列等のパレードにつきましては、演技される方々への熱中症及び体調管理を配慮して、まつだ産業観光まつりの開催に併せて演技披露させていただいております。

ので、「夏と言えば」ということもあり、本年度も松田音頭を中心に大盆踊り大会を開催していただきました。

今年は、松田・寄村合併70周年記念として、祭りのフィナーレを飾る「あしがら花火大会」が20時から、あしがら・松田の夏、そして、夏休みの最後を飾る花火1,400発を多くの方々に楽しんでいただきました。

本年も、実行委員会や町観光協会、また花火を合同で打ち上げている開成町、花火に御協賛くださった方々、観光まつりに御尽力してくださいました多くの関係者の皆様方に感謝申し上げる次第でございます。

最後に、9月13日に生涯学習センター・大ホールにおいて、9月1日までに70歳以上を迎える3,032人の方を対象に、長寿の祝いとして、令和7年度松田町敬老会を開催いたします。

町内の100歳以上の方は13名おられます。最高齢は107歳となり、当日の午前中に2名の方へ花束と敬老祝品をお渡しする予定でございます。

今年の余興では、町内団体の皆様の合唱や日本舞踊、寄のバンドの演奏、抽せん会が行われます。引き続き「笑顔あふれる幸せのまち松田」を目指して、高齢者を含めた誰もが生きがいを持って日常的に交流できる居場所づくりに取り組んでまいります。当日は議員の皆様方大変御多用かと思いますが、御来場のほうよろしく願いいたします。

それでは、定例会に付議いたしました案件について御報告します。

議案第38号松田町こども・子育て応援条例の制定については、こども・子育て応援に一層力を注ぎ、「松田町こども・子育て応援宣言」の実現に向けた施策を総合的に推進するため、松田町こども・子育て応援条例を制定するものでございます。

議案第39号松田町職員の育児休業等に関する条例及び松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されることに伴い、仕事と生

活の両立支援の拡充を図るために所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

議案第40号松田町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、現状に即した消防団の組織体制の見直しが必要であること、及び消防団員の退職報償金の支給に係る掛金の額の算定基準に伴う条例定員が現状にそぐわないことから、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第41号令和7年度松田町一般会計補正予算（第2号）につきましては、地方交付税の増額や前年度繰越金の確定、新松田駅周辺整備基金への積立てなどに伴い、補正するものでございます。

議案第42号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金や、前年度繰越金の確定などに伴い、補正するものでございます。

議案第43号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の確定などに伴い、補正するものでございます。

議案第44号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護給付費等の過年度収入や繰入金額の減額、前年度繰越金の確定に伴い、補正するものでございます。

議案第45号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金や、前年度繰越金の確定に伴い、補正するものでございます。

議案第46号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、物価高騰対策による住民生活を守るために実施する水道の基本料金減免事業や、量水器の適正な管理のために必要となりました交換事業について、補正するものでございます。

議案第47号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、上水道事業と同様に、水道の基本料金減免事業及び量水器交換事業について補正するものでございます。

続きまして、認定第1号から認定第9号でございます。

令和6年度一般会計及び特別会計、並びに公営企業会計決算の認定等をお願いしておりますほか、報告案件3件として、令和6年度松田町上水道事業会計継続費精算報告書の報告、健全化判断比率及び資金不足比率の報告、有限会社みやまの里の経営状況についてでございます。

以上、提案させていただく各案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上御決議賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの行政報告となります。本日からよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和7年第2回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わりにします。

議 長 日程第5「請願第1号新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」を議題といたします。

この請願書は産業厚生常任委員会へ付託します。御審議のほどよろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をお願いします。

議 長 日程第6「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

12番 寺 嶋 おはようございます。それでは、一般質問を行わせていただきます。

受付番号第1号、12番 寺嶋正。件名、人口増加につなげる新松田駅北口地

区市街地再開発事業と寄地区の活性化について。

要旨。町は少子高齢化や若年層の流失による人口減少が続いており、第6次総合計画の最終年度（2026年）における将来目標人口1万400人を下回っています。

（1）若者の定住・交流、商業振興や人の流れを呼び込むためにも、新松田駅北口地区市街地再開発事業は重要な位置づけとなりますが、今後の課題や取組について伺います。

（2）観光の魅力発信や寄地区の活性化を目指したスポーツツーリズムの推進、寄自然休養村管理センターの大規模改修等をどのように展開していくのか伺います。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

本年6月15日に市街地再開発事業の施行主体であります新松田駅北口地区市街地再開発準備組合から提出されました事業の基本計画検討案に記載されている内容を申し上げますと、狭小で車と歩行者が錯綜する駅前の交通環境を改善し、約110戸の住宅施設の建設により子育て世帯の増加を図るとともに、町民待望のスーパーをはじめとする商業施設の設置によって、交流とにぎわいを促進していくこととされておりますので、私としては大いに期待しているところでもございます。

それでは、1つ目の御質問にお答えいたします。若者の定住・交流、商業振興や人の流れを呼び込むための新松田駅北口地区市街地再開発事業の課題については、現在、準備組合さんからの都市計画決定の要請を受け、町は町民説明会を6月21日と7月26日、パブリックコメントとして7月16から8月14日を実施しまして、都市計画審議会（6月27日、8月28日）を開催するなど、11月の都市計画決定に向けて情報共有と意見募集・交換の手続を進めてきております。

パブリックコメントにおきましては352件もの御意見を賜りましたが、本町で初めての市街地再開発事業であることに関して様々な御不安や御意見を頂戴し、改めて関心度の高さを実感しているところでもございます。

事業予定区域内の地権者様において反対の意思を表明されている方、近隣自治会などで環境面を不安に思われている方、現在の試算として町が約31億円を投資するという事への疑問を生じられている方々から寄せられた御意見等は、今後、事業の推進に当たり検討するとともに、まだまだ町民への説明が行き届いてないことを認識したところでもございます。

これまで繰り返し説明したことではございますが、都市計画決定とは事業の区域や方向性を定めるものであり、このタイミングで全てを決定するものでもございません。今後、基本設計等を実施するためのスタートラインに立つということとなります。

都市計画決定後はさらに詳細な事業計画や設計に取り組むために、これまで頂戴した多くの意見について、再開発の本組合設立や事業認可といった次のステージに向けた検討の中で、参考意見として理解させていただくこととなります。

事業の成立に向けては、採算性という観点も重要事項の一つでもあり、昨今の物価高騰や社会情勢の変化など対外的な要因への対策はもちろん、現時点では反対の意見を表明されている方々にも、今後詳細に計画を詰めていく中で、補償や権利関係などについて準備組合の皆様方と一緒に御理解を賜りますよう、寄り添った協議を行ってまいりたいと考えております。

多くの町民の皆様にとって念願であり、最大に期待されている本事業の実施は、松田町の未来を開くことと同義であるとの姿勢を堅持することや、事業の準備組合の皆様方と連携し前に進めてまいりたいと考えておりますので、重要な位置づけとの理解を広げてまいります。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。

まず、御質問の寄地区の活性化における観光の魅力発信でございますが、御承知のとおり、寄地区は自然の豊かさと里山らしい落ち着いた雰囲気の魅力的で、観光資源を丁寧に発信すれば、都会から気軽に行ける癒やしの場所として価値が高められます。

このため、現在実施しております町及び町観光協会のSNS、ホームページ

とかインスタグラムなどを季節ごと、地域のイベントとの連動を行うことにより充実を図ってまいります。

また、令和7年9月20日に、地域の暮らしと記憶を記録する新しい地域誌、フリーペーパーとして「YADLOG（ヤドログ）」を創刊いたします。この地域誌は、内部向けには住民間の相互理解を深める機会を創出すること、また外部向けにはポータルサイトとして整備し、地域の魅力や安心感を具体的に伝えることで人口増加につながるよう、寄地区の知名度向上や移住・交流の促進を図ってまいります。

次に、寄地区の活性化を目指したスポーツツーリズムの推進、寄自然休養村管理センターの大規模改修については、令和5年3月末に、地域住民の皆様などで構成されました寄地区の幼稚園・学校教育についての検討委員会からいただきました提言書を踏まえて、寄幼稚園と寄小学校の存続を主たる目的として、その達成に向けた取組の一つでございます。

本年度、大規模改修工事の計画をさせていただいている寄自然休養村管理センターにおきましては、新たに、仮称でございますが、「寄・里の駅」の役割を担う施設として改修し、同時に周辺施設と一体的な整備を行うことにより、管理センターを中心としたスポーツツーリズムの推進の拠点としての新たな役割を果たす施設として、国の交付金の採択を受け、整備を行う計画としております。

また、本年度は、スポーツ振興くじ totoの助成金を活用した施設整備も行う予定としております。

なお、国の交付金は全事業期間を3年間としていることから、寄地区におけるスポーツツーリズム推進事業は、令和8年度、9年度にも継続事業として行う計画としております。

さて、御質問のスポーツツーリズムの推進といたしましては、利用者の要望を酌み取り、町内の各施設を活用し、幅広く受け入れることを通じて、スポーツに携わる関係人口の増加から地域経済を刺激することにより地域の活性化を図り、将来的には移住・定住へとつながりを持たせたいと考えております。

寄地区にて活用できる施設といたしましては、多目的かつ多種目に活用できる寄みやまグラウンドになりますが、人工芝生化工事の完了後であります4月から8月までの5か月間の利用状況は、昨年度が1,508名に対し今年度が8,943名で約6倍の利用があったことから、寄地区の知名度向上や交流の促進が図られております。

今後は、このような利用者様が消費者として地元産の食材の購入や農業などの体験を行うことにより、スポーツと観光、農業を融合させたスポーツツーリズムを通じて、来町者と地元の方々との交流や、地元での課題解決を一緒に行うなど、スポーツによる関係人口の増加を図ることにより、新たな事業を自主的に行う若い世帯の移住が増えることで、主たる目的であります寄幼稚園・小学校の存続に向けた事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

12番 寺 嶋

それでは再質問をさせていただきます。

まず1点目の新松田駅北口地区市街地開発事業についてであります。この事業は、準備組合から出された事業の基本計画案ということで回答がありました。車と歩行者が錯綜する駅前の交通環境を改善し、約110戸の住宅、施設建設により、子育て世代の増加を図ること、町民待望のスーパーをはじめとする商業施設の設置によつての交流とにぎわいを促進することから、画期的な市街地再開発事業の整備手法だと思います。この実現は、松田町あるいは足柄上地区の玄関口をつくり、そして人口増加を見据え、まちなかの活性化に向けた起爆剤になることを期待しています。

なお、新松田駅南口は、今道路拡幅事業ということでやっている途中なんですけども、この事業は約20年も変わらない中途半端な広場整備事業になっていますので、そういう可能性が起こらないように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。まずはその見解をお伺いします。

町 長

御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、町としても、準備組合さんから御提出された計画について、今都市計画審議会のほうでいろいろと審査をさせていただいていますけども、法的な手続をしっかりと進めながら進めてまい

りたい。ただ、今回請願も出されているということもありますし、一方的に進めていくというよりも、両耳でしっかりと聴きながら、前向きに進めていくのは進めていくわけなんですけども、いろんな意見を組み合わせながら、町民の人たちにとって本当によかったなと思えるような事業にしていきたいというふうに考えています。

以上です。

1 2 番 寺 嶋 次に、市街地再開発事業の課題として今町長が答弁されましたように、町民の方からいろんな意見が上がっております。この間、町民説明会やパブリックコメントを実施して、多くの町民から意見が出たわけなんですけども、このことについて、市街地再開発事業、このこと自体が、この仕組みについて理解することが難しいと思われるので、町民への説明が行き届いていないのではないかと、私もいろいろ参加しまして感じております。

特にマンション建設が今急に浮上したわけではなく、令和元年度の新松田駅周辺の基本計画で再開発事業を打ち出したわけですから、この辺で市街地再開発事業というのは権利変換する、そういう方式なんだということですね。やっぱりありますので、この辺のことについて、しっかり機会あるごとに町民への意見交換会あるいは説明会をする必要があると思います。

それから、反対の意見を表明している地権者や近隣自治会などで、環境面で不安に思われている方へどのように説明、対処されるんですか。少数意見について、反対も含めて、しっかりこの辺は町として説明責任を果たすことが求められているのではないかと思いますので、その辺についてお伺いをいたします。

町 長 おっしゃるとおりだというふうに理解はしています。少数意見だから、それを無視してどんどん進めていくことは、先ほどお話をしたとおり、そういうふうには考えておりません。ただ、決めるときは必ず来るんです。そのときに決められないような状況だと前に進みませんので、そういった時期に来るまでの間は、適切に必要なに応じて説明会を開くなどしながら、町民の御理解をいただきながら今後も進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

1 2 番 寺 嶋 今日の新聞紙上では、本山町長の再選といたしますか、そういうことについて記事が書いてありましたが、この新松田駅北口市街地再開発事業について、理解を得られていない町民の方もいるので、計画の形が見えてきた段階で説明をきちっと行っていきたいというふうに掲載されておりましたが、これはどういう形なのか。形が見えて説明をするのか、その辺について再度伺います。

町 長 ただいま、御存じのように審議会で審議をしていただいていますので、審議の途中に、私がああじゃないこうじゃないという話ではないと思うんですね。ですので、まず審議会の状況を踏まえた中で適切に、この町の長として皆さんに説明する場を設けたい、そういうふうな意味合いでお話しした内容でございます。

以上です。

1 2 番 寺 嶋 都市計画審議会の結果以降ということなんですね。

次に、都市計画決定というのは大体11月を目途にされておりますが、都市計画決定後は詳細な事業計画や設計に取り組むために、これまでいただいた多くの意見について、再開発の本組合設立や事業認可といった次のステージに向けた検討の中で参考意見として理解させていただくというふうな回答であります。これはどこが主体でどのように検討されるのかお伺いをいたします。

町 長 多くの意見が、町が決定権を持っている部分とそうでない部分とあるので、町が決定権を持っていない部分については参考程度になります。理解できると思いますけど。あとは、今回の分については、基本的には準備組合さん、要は地権者の皆様方の御意向に沿った形で、町としてはその意見を尊重してこの事業を進めている、そういうふうな理解の中で今現状進めていますから、主体者がどこかといった部分で参考にする分、例えば駅広場が、町が主体になってくる、公共性のある部分については、町としては完全に参考というよりも、受け止めなきゃいけない部分があればそれを受け止めるというような趣旨でございます。

以上です。

12番 寺 嶋 これから都市計画決定をする中で、今後、まずは事業費における物価高騰や社会情勢の変化などの外的要因への対策というのが一つあると思います。それから、現時点で反対の意思を表明している方々にも、今後詳細に計画を進めていく中で、補償や権利変換などについて、準備組合の皆様と一緒にあって寄り添って協議を行うということなんですけども、今後都市計画決定されて準備組合が本組合に行く中で、ある程度事業というのは、大体都市計画決定が固まれば、ほとんど事業というのは、計画されている中身が再開発事業と土地利用、大きくそういうことで決定されるわけですよ。そうした場合、じゃあ町はどの程度介入するんですか。主体は民間が、デベロッパー、再開発事業の組合がこれから主体に進めていくわけなんですけども、町はここに介入できるのでしょうか。ある程度、そういう町民の意見というのがそういう中でどのように反映されていくのか、お伺いをいたします。

そして、今後、市街地再開発の本組合が認可される方向になれば、それこそ権利変換の期間をある程度定める中で、こういう事業というのは、さっき言ったようにいつまでもだらだらやっているわけじゃなくて、そういう期間を定めて事業を推進するわけですから、当然、権利変換や補償の中でもトラブルがないようにしっかりサポートしなきゃいけないと思うんですけども、この2点についてまずお伺いをいたします。

町 長 1点目は町の関与の話ですね。都市計画決定で全てが決まらないと先ほど冒頭で話をしたというところだけはまず認識してくださいね。都市計画決定の後の町の関与の仕方ということになりますと、町は結局主体にはなれなくて、駅広場とペDESTリアンデッキ、それと子育て支援センターをつくろうかと。あと公共性のある通路とか部分の費用を負担しようと。公共性があるものについて町が負担金としてお支払するのが約31億円という試算をしているということになりますので、お金を出して口は出せないというわけにもなかなかいかないところもありますから。

ましてやこの事業というのは、主体は組合になりますけど、一応官民連携と一緒にやっていかないと、民間がつくるから民間だけというわけにもいかない

ところもありますから、そこは歩調を合わせながらやっていくというふうなことでもございます。ですから、主体的には組合で施工するわけなので、これから先はそのような権利変換に向けた様々な地権者の方々とお話をされる中で、どうしても民民で話をするとなかなか話しづらいところもあったりとかするところで、町が真ん中に入ってあげてお話を聞かせてもらいながら、こういう意見があるよとかいうことがあるので、そういった面では町も一緒になって寄り添ってというふうなことで先ほど話をしたということになります。それが1点目の町の関与の仕方ですね。

今後のは、皆さん方にも配ってあるので、こっちで写真を撮っていると思うから見てくださいね。動画で映っています。これをとにかく見ていただいて、この一番最後のページのところにスケジュールが書かれているように、2025年（令和7年）のところに都市計画決定ということで、その次に事業認可と組合施工を1年半ぐらいかけてやっていくわけなんですね。ですから、この間に、権利変換もその後になりますけども、しっかりと権利者の方々の御意見をとりまとめていただいて、その中で、それじゃちょっととか、いろんな御意見があると思うんですね。そのときに、今寺嶋議員がおっしゃられるように、トラブルというか、順調にとにかく進まないような案件があれば、町としてもその辺の仲介役的な話とかいう部分では今後も、やっぱり何だかんだ言っても町民ですから、我々にとっては町民の意見を聞きながら建設的に、どういった格好だったら進めるのかというような調整はするべきだというふうに考えていますので、お気遣い、御心配いただいてありがとうございます。しっかりと対応してまいります。

以上です。

12番 寺嶋 新松田駅北口市街地再開発事業については一応分かりましたけども、ただ、私も町民の意見を聞いておりますのでね。それで、説明会でもあったように、特にマンションに特化した、そういう事柄が多いんですね。マンションが必要なのかとか、マンションは要らないんじゃないのかとか、十数階建てのマンションでなくてもっと低くできないのかとか、そういうマンションに特化した、要

するに再開発事業そのものは、権利変換ですから当然、マンションを建てて、権利床と保留床というのを、そういう中で事業をやっていくわけなんで、どうしてもそのマンションというのが町民の関心事なんですよね。

ここをやっぱり町民の方がなかなか理解しづらいのかなと私思いますので、この辺のことを、どういう形がいいのかちょっと私もなかなかいい案が浮かびませんが、このところを分かってもらえるような対話集会みたいなそういうことが、都市計画決定をされる前に何かそういうことをやる必要が、個別でもいいですけども、地権者の方も何人かは納得されていない方もいますので、こういうところではまずは早急に対処する必要があると思いますので、この辺再度伺いをいたします。

議 長 おっしゃるとおりな部分がありますよね。なかなか御理解いただいていないなというのは非常に肌で感じているところもあります。

権利変換の内容は、寺嶋議員本当によく御理解されているなというふうに感じます。要は、権利変換するに当たって補償の問題だとか、結局現金が必要になってくる部分を何の事業で捻出するかということですよ。それは別にマンションじゃなくてもいいわけですよ。じゃあほかで何かありますかの話なんです。そこが思いつかないとおっしゃられたところ。まさにそうだと思うんです。

今回も、準備組合の皆さんたちが、二つの事業者から提案があって、両方マンションデベロッパーなんです。マンションをつくることによってお金を捻出して、その捻出したお金で補償料をしっかりと手厚くやることと、プラス商業施設をつくらなきゃいけないという条件で募集をかけているのでスーパーもつくらなきゃいけない。移転してもらわなきゃいけない。その辺の捻出するお金を、じゃあ何ですか。それがマンションだったということなんです。ほかに方法があるなら教えてください。提案してください。一緒にやりましょうよという話です。

ですので、それを決めたのは準備組合さんでもありますけども、準備組合さんが決めた内容を町は尊重をさせてもらって今現在に至るというふうなことで

もあります。それが町と地権者の皆さん方から要望させてもらっている、準備組合さんのある意味官民連携事業としてやっているわけなので、これも今現在、地権者の8割以上の方という表現でもいいのかな、その方々からのまとまった、準備組合ですけど、準備組合の方々から要請を受けていると真摯に受け止めているんです。その内容も民意ですから、実際に。反対されている方も民意。それを聞かないと言っているわけじゃないです。賛成されている方々が多数である以上、我々がこうするわけにいかないじゃないですか、まずは。だから、今それを審議会のほうでいろいろ検討、議論を重ねてもらっているということになりますから、あくまでもその辺の補償料とかなんとかの話は、概算では各地権者に話をしてあるんです。それで足りないと言っているんですよ。だから、もっとその分を何とかしてあげたいと思っているんです、町としては。

ただ、官民連携である以上は、民のほうでどれだけ努力してもらえるか。その努力を見た上で、官が政治で判断するのか、皆さん方と相談して判断するのかですけども、その方々にも安心して移転してもらうとかなんとかというふうなことをしていこうと。一方、民間で今そういった部分に対する少しでもという思いで、勝手連みたいな形なんでしょうけど、クラウドファンディングが始まったりとかしているような。とにかく地権者の方々にいろんなものを負担させるのはまずいよねという思いでやっているところだけは承知しておいてください。

いずれにしろ、その辺の具体的な話は、都市計画決定エリアのベースになる面積が決まらない限り何も出てこない。なので、今回は都市計画決定というのをスタートラインにさせてくださいというふうなことでの議論というか話になっている。そこがとにかく伝わっていないよねということを寺嶋議員が言っている。そこがとにかく伝わらないと思うので、その思いは我々もしっかりと伝えていけるように努力してまいりたいと思います。

ありがとうございます。以上です。

12番 寺嶋 駅前整備については詳しい回答がありましたので、これで市街地再開発整備事業については質問を終わります。

次に、2点目の寄地区の活性化ということでもあります。まずは地域誌の「YADLOG（ヤドログ）」の発行団体、ウェブサイトの管理、人口増加につながる記事や寄地区の知名度向上、移住・交流の促進などの情報発信は、どこが企画するのでしょうか。それから、必要に応じたイベントの企画もお伺いいたします。

町長 ここから先は担当課が全部しゃべりますので、私は口出しをしませんので、よろしくをお願いします。

参事兼観光経済課長 「YADLOG（ヤドログ）」の発行団体ということですが、町が発行団体となっております。今年度採択を受けました先ほどの答弁にありました国の交付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金のソフト事業の一つとしまして、寄・里の駅が拠点として機能するため、地域の人、物、情報、魅力が拠点に集まり発信するための仕組みづくりに向けた体制を構築するもので、地域内外と未来を見詰めるまなざしで作成しております。町が発行団体で、関わっているのは、町と、地域にお住まいの茶園さんと大学生、この3名で構成をしております。

12番 寺嶋 一応町が主体ということなんですね。それで、次の「里の駅」という仮称ですか、これの整備事業。特に寄休養村管理センターの大規模改修をして、「里の駅」という名称で今後さらなる事業を行うということなんですけども、この里の駅構想ですけども、拡充策としてはどのような事業を行っていくのでしょうか。地域の特産品とか、あとは文化交流体験、このようなこともありますので、そのことについてお伺いをいたします。

参事兼観光経済課長 特産品の販売とかそういったものでございますが、以前も全員協議会の中で説明させていただきましたとおり、1階にミニストアを開設します。それは、管理センターを寄・里の駅といたしまして、スポーツツーリズムの推進の拠点として、新たな役割を果たす施設として整備を行う計画の中の一つでございます。

このミニストアは、子供から高齢者まで多世代の方々が集う場所、並びに生活必需品はもちろん、観光客向けに地域の特産品を販売する施設として考えて

おります。目指すものとしましては、地域の農産物や特産品を活用した商品や、今質問がありました自然体験、アクティビティが購買意欲の高い客層に認知されまして、顧客単価の増、観光消費額の増によりまして経済の豊富な循環が生まれることで、この管理センターを拠点として寄地区の新たな雇用が生まれ、良好な営農環境の保全と里山の適切な管理が図られる効果が波及できることを期待しております。

文化的な交流イベント、先ほどもイベントをどうしていくのかという御質問がありました。そちらにつきましてはまだ詳細は決めておりませんが、地域の方々とはよく協議しながら、また管理センターの管理をお願いしていますみやまの里とも協議しながら、今やっているロウバイまつり、若葉まつりのほかどういったイベントで地域の方々が潤っていくか、にぎわいを見せるかというのを考えていきたいと思っています。

12番 寺嶋 最後ということになります。この寄・里の駅構想、あるいはみやまグラウンド広場の利用者が、5か月で昨年度比では6倍の利用があったということなんですけれども、関係人口の増加を図ることによっていろんな事業の展開をしておりますが、この波及効果と、関係人口がどのぐらい増加が図られるか、その辺について最後お伺いします。

議 長 簡単をお願いします。

参事兼観光経済課長 先ほどの答弁と重なりますが、寄地区が神奈川県東部の東海地域におけるスポーツツーリズムの一大拠点となっていること、3点ございまして、2点目が、地域を訪れた観光客と地域住民、地域住民同士の交流が活発に行われ、地域ににぎわいが生まれているということ、3点目が、スポーツや着地型観光を含む観光消費額を増加させることによって地域経済を循環させ、地域が活性化し、新たな雇用を創出している、こういったものを目指しておりますので、少しずつでございますが、寄地区の管理センターを拠点としまして人口増加、関係人口増加が図られるように努めてまいります。どうぞよろしくをお願いします。

12番 寺嶋 12番、寺嶋終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。10時30分より議会全員協議会を開催いたしますので、
大会議室に御参集ください。 (10時12分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

議 長 日程第7「議案第38号松田町こども・子育て応援条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第38号松田町こども・子育て応援条例を別紙のように制定する。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育て世代を応援するための基本理念を定め、町の責務、保護者や地域住民等それぞれの役割を明らかにするとともに、こども・子育て支援施策の基本となる事項について定めたいので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第38号松田町こども・子育て応援条例について説明させていただきます。

まず条例制定の目的でございます。町ではチルドレンファーストの理念に基づき、若い世代が安心して生み育てやすく、親子3世代みんなが安心して暮らすことができ、子供たちが目指す明るい未来への応援を町全体で推進していくため、松田町こども・子育て応援宣言として令和7年4月1日に宣言いたしました。

この宣言にあるこども・子育て支援に一層力を注ぎ、子供たちや子育て世代の声を聞きながら、子供たちに笑顔があふれ、子育てに喜びや幸せを感じる町、地域全体でこども・子育てを支える町を目指し、松田町こども・子育て応援宣言の実現に向けた施策を総合的に推進するため、松田町こども・子育て応援条例を制定するものです。

それでは、議案を1枚おめくりください。本条例は新規条例でございますので、各条ごとに御説明させていただきます。

まず、本条例を制定するに当たり基本的な考え方を明らかにするために前文を規定しております。

第1条につきましては、本条例の目的についてでございます。

第2条につきましては、「定義」として、本条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて規定しております。

第3条につきましては、本条例第1条に規定する目的を実現するための基本となる考え方、目指すべき方向性を基本理念として規定しております。

第4条につきましては、本条例における町の責務について規定しております。

第5条につきましては、本条例における保護者の役割について規定しております。

第6条につきましては、本条例における地域住民の役割について規定しております。

第7条につきましては、保育所、幼稚園、学校などの学び・育ちの施設等関係者の役割について規定しております。

第8条につきましては、本条例における事業者の役割について規定しております。

第9条につきましては、子供の役割について規定しております。

第10条につきましては、町がこども・子育て支援に関する施策を推進するに当たり基本となる事項を示している条文を規定しております。

第11条につきましては、この条例の基本理念を目指すための施策を総合的に推進していくための財政上の措置について定めております。

第12条につきましては、この条例の規定以外に必要な事項について別に定めることを規定しております。

附則でございます。施行期日です。この条例は公布の日から施行いたします。

次のページをお願いいたします。参考資料でございますが、先ほど議会全員

協議会の際に御説明させていただいた資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。なしでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めて、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号松田町こども・子育て応援条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議 長 日程第8「議案第39号松田町職員の育児休業等に関する条例及び町田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第39号松田町職員の育児休業等に関する条例及び松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されることに伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお祈りいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第39号松田町職員の育児休業等に関する条例及び松田町職員

の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

令和7年10月1日から地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等が施行されます。国は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等を推進するため、所要の改正をするものでございます。

改正する内容としまして2つございます。

1つ目は、育児を行う職員の部分休業制度の拡充でございます。現行は、1日につき2時間の範囲内で部分休業の取得が可能で、取得時間帯は、勤務時間の始めまたは終わりの制限がございましたが、改正後は、部分休業の時間はそのまま取得時間帯の制限がなくなります。また、新たに1年度当たり10日相当の範囲内で部分休業が取得可能な制度を設けます。職員は、このいずれかの部分休業を選択できるものとします。

2つ目は、職員本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た場合と職員の子が3歳に達する前の2回、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を義務づけるものでございます。なお、対象となる関係条例の違いから、第1条から第2条の条立てとなっております。

それでは恐れ入ります。議案を4枚おめくりいただきまして、5枚目の参考資料1「松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）」の新旧対照表を御覧ください。

左の改正案のほうをお願いいたします。第1条では、第1項で引用しております地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、現行の「第19条第1項及び第2項」から「第19条第1項から第5項」に改めるものでございます。

続きまして、第19条は、部分休業をすることができない職員を定めたものになりますが、第1項第2号では現行の「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、次ページにまたがりませんが、4行目の後段「次条において同じ。」の文言を加えるものでございます。これは、非常勤職員の規定はこれまで勤務日の日数や

勤務日の勤務時間を考慮しておりましたが、今回の改正では勤務日ごとの勤務時間を考慮に含めないこととし、この部分の規定を削るものでございます。以下、次条において同様とするものでございます。

次ページをお願いします。第20条でございます。第20条は、まず現行の見出し「部分休業の承認」の前に「第1号」の文言を加え、「第1号部分休業の承認」に改め、第1項の現行の1行目「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業」に文言を改め、3行目以降の「承認は」以降につきましては、現行の「勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削るものでございます。

現行の部分休業につきましては、1日に2時間の範囲内で、取得時間帯も勤務時間の始めまたは終わりに取得できるとの制限がありました。今回の改正では、1日に2時間の範囲内の取得は変わらず、取得時間帯の制限をなくすものでございます。この部分休業を第1号部分休業としております。

第2項と第3項に於いては、第2項の5行目と第3項の1行目の現行の「部分休業」の前にそれぞれ「第1号」を加えるものでございます。

続きまして、次ページをお願いします。第20条の2から20条の5の規定までは新設となります。

まず第20条の2「第2号部分休業の承認」でございます。こちらは部分休業の承認を定めた規定となります。部分休業の承認は1時間を単位として行うものとし、各号に掲げる場合にあってはそれぞれ定める時間数を承認することができるものとしてございます。

第1号では、1日の勤務時間に分を単位とした時間がある場合は、1日を部分休業として取得したい場合は、1日の単位で部分休業の取得を承認できるものとし、第2号では、第2号部分休業の残時間数に分単位の残りがある場合は、その分単位の時間数についても取得が承認できるとしたものでございます。この部分休業につきましては、第2号部分休業としております。

第20条の3は、部分休業を請求する期間を定めております。毎年4月1日から翌年3月31日の1年の期間を規定しております。

次ページお願いいたします。第20条の4でございます。第20条の4は、職員が1年につき請求できる第2号部分休業時間の上限時間数を規定するものでございます。第1号の常勤職員は77時間30分、第2号の非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間です。いずれも勤務日に換算しますと10日分になります。

続きまして、第20条の5「育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情」でございます。こちらは、第1号部分休業及び第2号部分休業の取得を申し出た職員が条例で定める特別の事情がある場合に限り申し出の内容を変更することができることから、その特別の事情を規定するものでございます。特別の事情とは、配偶者が負傷または疾病により入院、配偶者と別居、その他申出時に予測できなかった事実により子の養育に著しい支障が生じる場合としております。

第21条は次ページにまたがりませんが、現行の第1項の2行目「部分休業」の前と、第2項の1行目「部分休業」の前に、それぞれ「育児休業法第19条第1項に規定する」の文言を加えるものでございます。

第22条は、現行の「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」と文言を改めるものでございます。職員の部分休業の承認の取消事由は、育児休業の承認の取消の規定を部分休業にも準用するとされているため、その事由について規定するものでございます。

続きまして6ページをお願いします。「松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）」でございます。

新旧対照表の左の改正案を御覧ください。第15条介護休暇の第1項の3行目でございます。今回、松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴いまして、現行で規定しております第19条の2第1項が、今回の改正で第19条の2を新設したことにより条番号が繰り下がり、第19条の3第1項に改めるものでございます。

続きまして、第19条の2「妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等」については新設になります。妊娠し、または出産等についての申出をした職員等に対して、出生時両立支援制度等の説明や、出生時両立支援制度等の請求等に係る職員の意向の確認や、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に関する事項の意向の確認を規定するものでございます。

次ページをお願いいたします。第1項1号においては、仕事と育児の両立に資する制度または措置、その他事項を知らせるための措置でございます。第2号につきましては、第1号で知らせた制度等の請求、申告、または申出に係る申出職員の意向を確認するための措置でございます。第3号は、子や家庭の事情により両立が困難となる状況の改善に資する事項に関する意向を確認するための措置となります。

続きまして第2項でございます。第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度等の説明や育児時期両立支援制度等の請求等に係る職員の意向の確認や、職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に関する事項の職員の意向の確認を規定するものでございます。

第1号では、仕事と育児と両立する制度または措置、その他事項を知らせるための措置、第2号では、第1号で知らせた制度の内容に対して、請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置でございます。第3号は、次ページにまとめがありますが、親、家庭の状況により両立が困難となる状況の改善に資する事項に関する意向を確認するための措置となります。

続きまして、第3項は、個別の意向を確認した後、両立の支障となる事項の取扱いについては、確認した職員の意向を配慮しなければならないとするものでございます。

第19条の3につきましては、現行の第19条の2が、改正案で19条の2を新設したことにより条番号が繰り下がり、さらに5行目の現行の「申告、請求又は申出」を削除し、「請求等」に改めるものでございます。

第19条の4も条ずれによるものでございます。

すみません、最後に5ページに戻っていただき、議案本文4ページをお願い

いたします。「附則」でございます。

第1項「施行期日」でございます。令和7年10月1日から施行するものでございます。

第2項「経過措置」では、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのを「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。これは本年度の施行が6か月しかないため、10日と規定をしたものを2分の1として経過措置を設けているものでございます。

なお、参考資料2は、8月20日の全員協議会で御説明を申し上げました全員協議会の資料でございますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第39号松田町職員の育児休業等に関する条例及び松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第40号松田町消防団条例の一部を改正する条例」を議題とい

たします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第40号松田町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。近年、消防団員数の減少が続いており、現状に即した消防団の組織体制の見直しが必要であること、及び消防団員の退職報償金の支給に係る掛金の額の算定基準に伴う条例定員が現状にそぐわないことから、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは、議案第40号松田町消防団条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

現行の松田町消防団条例につきましては、一般の消防団員の定員につきましては、本団4人と8個分団各17人で条例定員を計140人と定めており、また、令和元年10月から導入した機能別消防団員は、8個分団各3人で条例定員を計24人、一般の団員と機能別消防団員を合わせて164人を条例定員としておりました。令和元年の末に萱沼地区と湯の沢地区を管轄しておりました第8分団が廃止されたことで、現在の消防団は7個分団となり、一般の消防団員及び機能別消防団員の人数、また消防団員の退職報償金の支給に係る掛金の算定基準の条例定員を改正するものでございます。

議案の3枚目、参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案でございます。

改正案のほうを御覧ください。第3条第1項につきましては、現行の団員定数「164人」を「144人」とし、同条第1項第1号の一般団員を「140人」から「109人」、同条第1項第2号の機能別消防団員を「24人」から「35人」に改めます。

また、同条第1項第3号の新設につきましては、毎年5月に支払う消防団員の退職報償金を支給するための掛金の額を算定するために用いる条例定員を規定するものでございます。

第4条第1項第1号では、「本町に居住」の後に「又は勤務」を追加し、現行の「満18年以上45年未満」を「満18歳以上」に改めました。平日の昼間など火災発生時に、町内に勤務する方が消防団員になることで迅速な対応が可能になること、また、消防団員が町外へ転出した場合など、そのまま団員として継続し、団の活動に影響がないよう文言を追加したものでございます。

次ページを御覧ください。第14条に第2項を新設し、「年額報酬は、各年度4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分けて支給する。」という条文を追加するものでございます。これは、消防団の年額報酬を年間2回に分けて支出する規定を設けるものでございます。

資料戻っていただきまして、議案本文を御覧ください。「附則」になります。「この条例は、令和7年10月1日から施行する。」この施行日につきましては、退職報償金に係る掛金につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条第3項に基づき、前年度の10月1日現在の非常勤消防団員の条例定員を乗じて得た額とするため、当日とさせていただきます。

なお、参考資料2につきましては、8月20日に開催していただきました議会全員協議会で御説明しました資料を添付させていただきましたので、後ほど御高覧ください。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第40号松田町消防団条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方

の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第41号令和7年度松田町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第41号令和7年度松田町一般会計補正予算（第2号）。令和7年度松田町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,091万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億285万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第41号令和7年度松田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、物価高騰対応重点支援給付金や子ども・子育て支援交付金などの事業の確定に伴う返還金、また地方交付税の増額や前年度繰越金の確定などに伴う補正となります。

それでは、6ページをお開きください。第2表債務負担行為補正でございます。松田町健康福祉センター、松田町やまびこ館、地域集会施設及び児童館等の現行の指定管理委託料につきましては、令和7年度までが指定管理期間となるため、ここで新たに令和8年度から12年度までの5年間の債務負担行為の設定をするものでございます。

それでは、12ページ、13ページをお開きください。事項別明細書の

「2歳入」より御説明をさせていただきます。

款、項、目、節、地方交付税でございます。

説明欄の普通交付税につきましては、自治体間の財源の偏在を調整することを目的に、国が必要な財源の確保と交付基準の選定を行い、地方行政の計画的な運営を保障するもので、交付税法第10条第3項に基づき7月29日付で普通交付税の決定がございましたので、ここで4,307万7,000円を増額補正し、普通交付税の総額につきましては13億9,307万7,000円とし、地方交付税の総額においては15億307万7,000円とするものでございます。

主な増額要因につきましては、令和7年度の給与改定に備えるための給与改善費の算定に伴う需要額の増、物価高騰に対応するための施設管理委託料や光熱水費の増額等に要する経費分、また統一の準拠システムの移行に伴う関係経費の増額分などが主な要因でございます。

次に、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、説明欄は新しい地方経済・生活環境創生交付金でございます。こちらは、地域防災緊急整備型の交付金でございます。避難所の生活環境を抜本的に改善するために、地方公共団体の先進的な防災の取組に対し支援されるものでございます。補正額は639万8,000円でございます。詳細につきましては歳出で説明をさせていただきます。なお、交付の上限額につきましては、2分の1の補助事業となります。

続きまして、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。2,343万円を補正するもので、内訳といたしましては、不足分の給付分が1,763万1,000円と、推奨メニュー分というのがございまして、こちらは後ほど説明をしますが、水道基本料金の減額、免除に伴う事業分、これを合わせた額となります。

続きまして、項の国庫補助金、目、衛生費国庫補助金、説明欄、妊婦さんのための支援給付国庫交付金56万1,000円によるものでございます。こちらは、マイナンバーカード関連に係る給付金におけるシステム改修の補正でござい

す。3分の2の補助事業となります。

次に、項、国庫補助金、目、衛生費国庫補助金、説明欄、循環型社会形成推進交付金、合併処理浄化槽の交付金によるものでございます。こちらは189万円の補正をするものでございます。合併処理浄化槽に伴う追加として7基分によるものでございます。

続きまして、県支出金、項、県補助金、目、衛生費補助金になります。こちらは県の補助金で、生活排水処理施設整備事業補助金で、こちらも合併処理浄化槽における補助金となります。579万7,000円の補正をするものでございます。

続きまして、目、消防費補助金でございます。説明欄、市町村地域防災力強化事業費補助金93万5,000円の補正でございます。こちらは2分の1の補助事業でございます。消防団の強化を目的としたもので、消防団の活動用消耗品購入に伴う補正となります。主な消耗品につきましては、消防団員活動用の冷却ベストを購入するものでございます。

続きまして、款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金でございます。説明欄は、新松田駅周辺整備基金利子分として135万円の補正でございます。利子付の国債に係る受取利息、令和7年度購入分におけるものでございます。

続きまして、款、項、目、繰越金、節、前年度繰越金につきましては、令和6年度決算に伴い令和7年度の繰越金が確定したもので、1億9,539万7,000円を増額し、総額3億9,539万7,000円とするものでございます。

続きまして、款、諸収入、項、雑入、目、雑入。説明欄、経営安定緊急融資、中小企業信用保証料補助金返還金として9万9,000円を補正するものでございます。

次に、14、15ページになります。款、諸収入、項、雑入、目、雑入、説明欄、使用済紙おむつの再生利用等に関する自治体伴走支援金として、198万円を補正するものでございます。

それでは、16、17ページの「歳出」について御説明をさせていただきます。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費でございます。説明欄、職員給与費、時間外勤務手当につきましては、物価高騰対応重点支援給付金事業における補正によるものでございます。10分の10の補助事業となります。

続きまして、説明欄、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護給付費分ほか繰出金の実績に伴い、ここで1,318万3,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、説明欄、物価高騰対応重点支援給付金事業につきましては、令和6年度に実施しました調整給付金の支給については、令和6年度分の所得税額の確定を待った場合に速やかな支援が行われないことから、令和5年度の所得等を基本に推計した6年度推計所得額を用いて給付額を算定しております。ここで令和6年度の所得額が確定した後に、本来給付すべき額と実際に給付した額の調整給付の差額が生じた方に対し、不足額の追加分として、今回410人分に対し4万円を給付するため、総額1,680万5,000円を補正するものでございます。

次に、款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉総務費、説明欄、高齢者生活支援事業におきましては、高齢者等エアコン設置費用助成金として、10世帯分80万円の追加の補正となります。高齢者等の熱中症対策として、自宅にエアコンがなく非課税世帯で65歳以上の高齢者世帯、及び75歳以上の方のみの世帯に限り市町村民税課税世帯についても対象とし、家にエアコンがない方、また故障により使用できないエアコンの世帯の方に対し補助するものでございます。これは、利用者の増加見込みに伴いここで補正をするものでございます。

続きまして、目、障害者福祉、説明欄、障害福祉サービス等給付事業では、障害者自立支援給付費の支払等におけるシステム改修負担金20万9,000円、償還金利子及び割引料につきましては、実績に伴い障

害者自立支援給付費国庫負担金返還金1,472万円及び障害児施設給付費等負担金の国庫返還金19万4,000円の増額補正となります。

次に、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄、一般事務経費につきましては、子育てのための施設等利用給付負担金の国・県返還金や子ども・子育て支援交付金の返還金として、令和6年度分の負担金の確定に伴い、総額として129万1,000円を補正するものでございます。

続きまして、目、児童措置費、説明欄、物価高騰支援事業につきましては、保育施設給食費保護者負担軽減措置補助金によるものでございます。こちらは90名の方に対し6か月分を補助するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、説明欄、一般事務経費につきましては、健康管理システム改修費として、妊婦さんのための支援給付、自治体間の情報連携に伴う改修費としての負担金として84万2,000円の補正をするものでございます。こちらは3分の2の補助事業となります。

次に、説明欄、水道基本料金減免に要する経費として、18ページ、19ページにわたりますが、こちらは、湯の沢地区水道基本料金の助成に伴う経費76万6,000円を補正するものでございます。物価高騰に伴う水道使用料に係る財政的支援として補正するものでございます。

続きまして、項、保健衛生費、目、予防費、説明欄、母子保健事業につきましては、産婦健診に伴う過年度分国庫補助金の返還金18万6,000円の補正をするものでございます。

続きまして、説明欄、感染予防事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の令和5年度及び6年度実績に伴う返還金230万円をここで補正するものでございます。

続きまして、説明欄、未熟児等養育医療費助成事業につきまして

は、令和6年度の事業確定に伴う未熟児等養育医療費助成事業国庫及び県費負担金の返還金といたしまして、33万2,000円を補正するものでございます。

説明欄、妊婦さんのための支援事業につきましても、令和6年度の事業確定に伴い、出産・子育て応援交付金の返還金として2万1,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、清掃費、目、塵芥処理費、説明欄、ごみ減量推進事業につきましては、補助金を活用した家庭からの使用済みの紙おむつ排出状況実態調査委託料を行うも、補正額212万3,000円の補正となります。

続きまして、目、し尿処理費、説明欄、一般事務経費の合併処理浄化槽整備費補助金では、利用者の増加見込みに伴い、ここで940万7,000円を増額補正するものでございます。7基追加分として計上しております。

続きまして、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費、説明欄、商工振興対策事業につきましては、店舗リノベーション支援事業での利用増に伴い、2件分100万円を増額補正するものでございます。

続きまして、説明欄、感染症総合対策事業におきましては、令和2年度造成利子分、また令和3年度の造成の経営安定緊急融資の利子補給基金の残額の返還金、そして信用保証料の補助金の令和6年度の返還金、合わせて39万9,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、説明欄、物価高騰支援事業につきましては、移動販売事業物価高騰対策補助金といたしまして、100万円を補正するものでございます。移動販売「くるまつくん」を利用している方が商品を購入する際に、現在1品当たり20円を負担しているところを、物価高騰対策に伴う生活支援を目的に、5か間間を限定とし、その分を販売者のほうへ補助するというような事業でございます。

続きまして、20ページ、21ページにわたりますが、土木費、項、道

路橋梁費、目、道路維持費、説明欄、道路補修事業の生活道路及び町道維持補修工事に伴う補正でございます。200万円の補正をするものでございます。

続きまして、項、道路橋梁費、目、道路新設改良費、説明欄、道路新設改良事業では、道路後退用地の整備工事に伴う補正をするものでございます。270万円を補正するものでございます。

続きまして、項、都市計画費、目、都市計画総務費、節、積立金につきましては、新松田駅周辺整備基金積立金といたしまして1億円、及び積立金の利子として、歳入と同額の135万円を補正するものでございます。

続きまして、項、都市計画費、目、都市排水路費、説明欄、城山地内都市排水路補修工事といたしまして、170万円を補正するものでございます。

続きまして、款、消防費でございます。目の非常備消防。説明欄、消防団運営事業といたしまして、消防団の活動用の冷却ベスト85着分を補正するものでございます。187万円でございます。こちらは、地域防災協力強化事業補助金を活用した2分の1の補助事業となります。

続きまして、目の災害対策費でございます。説明欄、地域防災緊急整備事業といたしまして、こちらは2分の1の補助金を活用した事業となります。消耗品としてはエアベッドの購入、庁用車の購入につきましては、電気自動車の購入を予定しております。また、施設用の備品につきましては、バルーンライト等の購入を予定し、総額として1,291万6,000円を補正するものでございます。こちらは歳入の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用しているものでございます。

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費になります。令和5年度の給付金の確定に伴い、子育てのための給付費及び施設等利用給付費の国・県返還金合わせて93万2,000円を補正するもの

でございます。

続きまして、説明欄、教育施設整備事業の積立金でございます。こちらは、639万6,000円をここで積み増しをし、補正するものでございます。令和5年度の繰越分といたしまして6,085万5,000円、これは松田中学校、松田幼稚園に対し令和6年度の決算額が5,445万9,190円となったことから、その額の差額639万6,000円をここで積み立てるものでございます。

続きまして、説明欄、物価高騰支援事業の町立幼稚園給食費保護者負担軽減措置補助金でございます。122万8,000円の補正となります。6か月分で62名を対象としております。

続きまして、22、23ページになります。項、中学校費、目、松田中学校費、説明欄、施設整備事業につきましては、屋内運動場、松田中学校体育館の屋根修繕工事として82万5,000円の補正をするものでございます。屋根の一部の箇所から雨漏りが発生し、授業等に影響が出ているということから、ここで修繕の補正をするものでございます。

続きまして、項、幼稚園費、目、松田幼稚園費、説明欄、会計年度任用職員給与につきましては、教員の産休に伴い、ここで児童支援教諭の増員をするため、費用弁償と合わせて63万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、項、社会教育費、目、生涯学習センター管理費、説明欄、施設管理経費では、舞台照明用のケーブルの劣化等に伴う修繕といたしまして、105万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、諸支出金、項、公営企業費、目、公営企業支出金、説明欄、寄簡易水道事業会計支出金におきましては、寄簡易水道の基本料金の減免事業補助金として、291万8,000円をここで補正するものでございます。こちらは、物価高騰に伴う財政的な支援の補正となります。

続きまして、目、公営企業支出金。説明欄、上水道事業会計支出金でございます。こちら、上水道基本料金の減免事業補助金といたしまして、1,804万

9,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、款、項、目、予備費でございます。予備費につきましては、8,451万円を増額いたしまして、総額は1億55万5,000円となります。

そして、24ページから29ページにつきましては、給与費明細書を添付させていただいております。

30ページにつきましては、債務負担行為の関係調書、31ページにつきましては、100万円以上の工事といたしまして、城山地内都市排水路補修工事に伴う説明資料を添付させていただきました。

以上、一般会計補正予算（第2号）について、御審議のほどよろしく願いをいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 9 番 井 上 債務負担行為のところ、健康福祉センターの債務負担行為のほうの変更ということであります。お聞きしたいんですけれども、社会福祉協議会の事務室等における金額を使用料として徴収をしているということで説明がありましたが、その金額について、現行では20%を徴収しているという説明がありましたが、それらを含めてこの債務負担行為の中でどういうふうにかえるかということの中で、金額を、6年度決算額でいいんですけれども、分かりましたら教えていただきたいと思っております。
- 福 祉 課 長 井上議員の質問にお答えいたします。6年度ということでしたので、健康福祉センターの賃料ということなんですけれども、こちらにつきましては27万3,675円を6年度では徴収しております。
- 9 番 井 上 ありがとうございます。これがこれから毎年5%ずつ増加していくといいですか、話し合いという形でというふうに言われましたけれども、5%ぐらい増えていくということで、今回指定管理が行われるということになりますと、来年度以降使用料というのは指定管理事業者が収入をするというふうに理解をされているのか、それはやはり町のほうの、これは多分雑入に入っているのかなと思うんですけれども、町のほうの収入となるのか、そこについての説明をお願いします。

福祉課長 御質問にお答えいたします。一応この収入につきましては、財産目的外使用料ということで収入で得ているものでございます。今後につきましても、このまま町のほうで収入するような形で考えております。

以上です。

議長 そのほかありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第41号令和7年度松田町一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11「議案第42号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第42号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ937万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,627万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第42号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、子ども・子育て支援金制度施行準備事業に伴うシステム改修と人間ドック補助金の補助額の変更による増額が主なもので、併せて令和6年度決算に伴い繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。12ページ、13ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきます。

款、項、目ともに繰越金につきましては、令和6年度決算に基づき834万3,000円を増額し、1,834万3,000円とするものでございます。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援金制度施行準備事業に伴うシステム改修費用に対する国庫補助として、102万9,000円計上させていただきました。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、説明欄の町村共同システム改修費負担金につきましては、医療保険者は給付に係る保険料等と併せて子ども・子育て支援金を徴収するため、そのシステム改修費用として、神奈川県町村情報システム共同事業組合へ負担金を支出するものでございます。こちらは、補助率10分の10で国庫補助されるものでございます。

款、項ともに保健事業費、目、保健普及費、右側説明欄の一般管理経費は、繰越金を活用いたしまして、節7、人間ドック受診事業商品券代につきましては、国民健康保険被保険者が人間ドックを受診した際の補助金2万円にさらに1万円分の商品券を上乗せして補助するものでございます。

同じく説明欄の節18、人間ドック補助金は、人間ドック受診者の増加を見込んで20万円増額するものでございます。

款、項、目ともに、予備費は歳入と歳出の差額を計上させていただきますし

た。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 9 番 井 上 15ページの人間ドック受診事業商品券代、これはいつから対象事業というものが発生をして、それに係る商品券代としてお渡しができるのかについてお伺いをいたします。
- 町 民 課 長 こちらの人間ドック受診事業商品券の増額分ですが、令和7年4月に受診した方から対象にしたいと思います。
- 9 番 井 上 ここでの部分で、これは補正予算ということですので、一応商品券代が対象となる人間ドック受診のほうの申請が4月からということで、3月というふうに理解をします。そうしますと、大体これは、今後の見込みもありますけれども、1万円分ですから100人、100件というふうに理解してよろしいでしょうか。
- 町 民 課 長 おっしゃるとおりで100名でございます。
- 9 番 井 上 ありがとうございます。
- 議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第42号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12「議案第43号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,506万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第43号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、医師派遣負担金の減額と、それに伴う人件費の増額などが主なもので、併せて令和6年度決算に伴い繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。12ページ、13ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。款、項、目ともに、繰越金につきましては、令和6年度決算に基づき、前年度繰越金を421万円増額し471万円とするものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出でございます。款、総務費、項、施設管理費、目、一般管理費につきましては、右側説明欄の一般管理経費医師派遣負担金は、当初火曜日を1日足柄上病院の医師による診療を予定しておりましたところ、午後のみ診療となったため、196万円減額し、火曜日の午前中は寄診療所医師が診療することとなったことや診療日の変更などによ

り、会計年度任用職員給与費を30万6,000円増額するものでございます。款、項、目ともに、予備費は歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第43号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13「議案第44号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第44号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,098万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,885万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第44号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和6年度の介護保険事業の実績が確定し、一般会計繰入金の精算、一般財源となる繰越金の受入れ、特定財源の償還が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。12ページ、13ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、介護給付費繰入金、節、現年度分介護給付費繰入金は、介護給付費に対する町の公費負担割合12.5%となります。こちらの前年度における繰入額との差額609万1,000円を減額補正し、精算するものでございます。

次に、目2、一般会計繰入金についてです。節、職員給与費等繰入金及び2の事務費繰入金です。これにつきましては、前年度の実績に伴い、528万9,000円を減額補正し、精算するものでございます。

続きまして、目、地域支援事業費繰入金、節、地域支援事業費等繰入金では介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業費繰入金においては12.5%、その下の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費繰入金については19.25%が町の負担となります。また、職員給与費等の繰入金を受け入れていることから、前年度における繰入額との差額45万3,000円を増額し、補正するものです。

その下、節の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、前年度における繰入額との差額225万6,000円を減額補正し、精算するものでございます。

続きまして、款、項、目、繰越金、節、前年度繰越金においては、前年度の実質収支7,882万9,730円となったことで、今回の歳入額との差額3,882万9,000円を増額補正させていただくものです。

続きまして、款、諸収入、項、雑入、目、過年度収入、節、過年度収入におきましては保険給付費の実績に伴い介護給付費国庫負担金の不足額、介護給付

費交付金の不足額として、国、社会保険診療報酬支払基金より総額532万9,000円を受け入れるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。14ページ、15ページをお願いいたします。款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、節、償還金利子及び割引料につきましては、令和6年度の実績が確定し、特定財源を精算し、340万3,000円を国・県等に返還するものでございます。

次に、款6、予備費につきましては、歳入歳出の調整として差額の2,758万2,000円増額し、総額5,556万2,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第44号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14「議案第45号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,478万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,331万9,000円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第45号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、子ども・子育て支援金制度施行準備事業に伴うシステム改修が主なもので、併せて令和6年度決算に伴い繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。12ページ、13ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。款、項、目ともに繰越金につきましては、令和6年度決算に基づき1,225万6,000円を増額し、1,425万6,000円とするものでございます。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援金制度施行準備事業に伴うシステム改修費に対する国庫補助として、252万5,000円計上させていただきました。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出でございます。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、右側説明欄の町村共同システム改修費負担金につきましては、給付に係る保険料等と併せて子ども・子育て支援金を徴収するため、そのシステム改修費用として、神奈川県町村情報システム共同事業組合へ負担金を支出するものでございます。こちらは補助率10分の10で国庫補助されるものでございます。款、項、目ともに、予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 9 番、井上です。15ページでいいかと思うんですけども、子ども・子育て支援事業の関係で、町村共同システムの改修をされるということで補助金が来るんですけども、これは子ども・子育て支援事業のほうの財源として、後期高齢者から一定額を徴収をするシステムをここで改修するんだというふうに理解しましたが、後期高齢者におきましては、それらの負担等がどの程度発生するのか、内容等分かりましたら教えていただきたいと思います。

町 民 課 長 広域連合のほうから来た情報ではないんですが、こども家庭庁のほうが出している情報によりますと、令和8年度の見込額としまして、後期高齢者医療制度のほうは1人当たりの月額200円というふうにされております。

以上でございます。

9 番 井 上 分かりました。

議 長 ほかには質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第45号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15「議案第46号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第46号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)第1条、令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正) 第2条、令和7年度松田町上水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。収入、第1款、水道事業収入1億3,673万6,000円、24万5,000円、1億3,698万1,000円。第1項、営業収益、1億476万6,000円、マイナス1,780万4,000円、8,696万2,000円。第2項、営業外収益、3,196万9,000円、1,804万9,000円、5,001万8,000円。

支出、第2款、水道事業費用、1億3,673万6,000円、572万3,000円、計1億4,245万9,000円。第1項、営業費用、1億3,193万8,000円、572万3,000円、計1億3,766万1,000円。

(資本的支出の補正) 第3条、既定の予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,684万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,079万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計で申し上げます。支出、第4款、資本的支出、8,704万7,000円、394万7,000円、計9,099万4,000円。第1項、建設改良費、5,156万6,000円、394万7,000円、計5,551万3,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正) 第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。1ページおめくりください。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。(1)職員給与費、2,642万2,000円、24万5,000円、計2,666万6,000円。

(他会計からの補助金) 第5条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,804万9,000円万9,000円である。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願います。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)について御説

明申し上げます。

今回の補正予算は、エネルギーや食料品価格高騰の影響を受けている町民の皆様への生活支援に資するため、水道料金の基本料金6か月分を減免するために必要となる費用、また7月に実施されました神奈川県計量検定所による量水器、いわゆる水道メーターに対する立入検査の結果、当初予算で交換を予定していた水道メーター以外で追加的に交換を要すると指摘されたメーター交換に要する費用について補正するものでございます。

それでは、細部の説明をいたします。3ページをお願いいたします。松田町上水道事業会計令和7年度補正予算実施計画、収益的収入及び支出の収入でございます。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益について、1,780万4,000円を減額し、項2、営業外収益、目2、雑収益を1,804万9,000円増額しておりますので、款1、水道事業収益としましては、双方の差引額24万5,000円を増額し、1億3,698万1,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費について、547万8,000円を増額し、目3、総係費を24万5,000円増額することから、項1、営業費用としましては、双方の計572万3,000円が増額となるため、計は1億3,766万1,000円となります。

款2、水道事業費用の計につきましても同額が増額となり、1億4,245万9,000円となるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。補正予算実施計画の資本的収入及び支出の支出でございます。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目2、固定資産購入費について、394万7,000円を増額し、予算額を594万円とするものでございます。項1、建設改良費につきましても同額が増額されることから、計5,551万3,000円、款4、資本的支出につきましても、同様に9,099万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。補正予算内訳書の収益的収入及び支出の収入でございます。款1、水道事業収益、項1、営業収

益、目1、給水収益、節1、水道使用料です。令和7年8月から令和8年1月までの6か月間、家事用として家庭生活のため使用している方の水道基本料金1,780万4,000円分を減額し、その減額分を項2、営業外収益、目2、雑収益、節5、他会計補助金に1,804万9,000円を一般会計繰入金として受け入れ、水道使用料に充てるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いします。補正予算内訳書の収益的収入及び支出の支出でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費、節15、委託料です。本年7月に実施された神奈川県計量検定所による量水器、いわゆる水道メーターに対する立入検査の結果、当初予算で交換を予定していた水道メーター以外で追加的に交換を要すると指摘されたメーターの交換委託料を547万8,000円増額するものでございます。その下、目3、総係費、節3、手当等22万5,000円、10、備消耗品費2万円につきましては、水道使用料の基本料金の減額に要する事務費を増額するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いします。補正予算内訳書の資本的収入及び支出の支出でございます。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目2、固定資産購入費、節28、材料費です。交換に要する量水器を追加購入するため、394万7,000円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 9番、井上です。2点か3点ありますけれど、まず9ページ、先ほど説明がありました物価高騰によって水道使用料の基本料金を減免するという事だと思っております。そこで、9ページでお伺いしたいのは、減免分が1,780万4,000円、4,150件というふうに説明がありますが、一般会計からの繰入金との差額が100万円ぐらい、少しあると思っておりますが、そこの説明をお願いしたいと思います。

あとメーターのほうは、11ページのメーターの交換に伴う部分で、11ページの委託料547万8,000円と合わせて13ページの量水器の購入、これは、県の指摘を受けて行うメーター交換に係る事業経費940万円ぐらいというふうに理解を

すればいいのか、その2点をよろしくお願いします。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。まず1点目の御質問にお答えします。一般会計の繰入金との差額につきましては、次のページの11ページを御覧いただきたいと思います。3の手当等と10の備消耗品費合わせて24万5,000円、この事務費の差額がその差となっております。

また2点目の御質問につきましてはおっしゃるとおりで、委託料の金額と量水器の購入費合わせたものがかかってくる費用となります。

以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。それでは、基本料減免の関係は、11ページにある22万5,000円と2万円が減免に係る事務費が発生をする、その部分を一般会計からの繰入金をもって補填をするという理解でよろしいかと思えます。

メーターのほうの交換というのは大分大きい金額の事業費になりますが、これにつきましては、保管をしてあったメーター類が、老朽化のため、適正な計測といたしますかメーターとしての機能を発揮しないので、ここで追加購入をして交換をするというふうに理解をしましたが、そういった理解でよろしいのか、お願いをいたします。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。そういうことではなくて、交換すべきメーターがあったんですが、例えば止めるための止水バルブがついていないとか、そういった外的な要因があって、交換ができていないものが幾つかあったんです。これを、今回指摘が入った中で、困難とはいえしっかり交換するようという御指摘を受けたもので、これに対して対応するものでございます。

以上です。

9 番 井 上 分かりました。終わります。

議 長 ほかに御質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第46号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16「議案第47号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第47号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)第1条、令和7年度松田町寄簡易水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)第2条、令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算(「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。収入、第1款、水道事業収益、3,377万3,000円、0円、計3,377万3,000円。第1項、営業収益、1,643万6,000円、マイナス291万8,000円、計1,351万8,000円。第2項、営業外収益、1,733万6,000円、291万8,000円、計2025万4,000円。

支出、第2款、水道事業費用、4,549万2,000円、59万4,000円、計4,608万6,000円。第1項、営業費用、4,262万7,000円、59万4,000円、計4,322万1,000円。

(資本的支出の補正)第3条、既定の予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,091万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,134万5,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。支出、第4款、資本的支出、2,431万6,000円、42万9,000円、計2,474万5,000円。第3項、建設

改良費、628万8,000円、42万9,000円、計671万7,000円。

(他会計からの補助金) 第4条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は291万8,000円である。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正予算は、さきの上水道事業会計と同様、エネルギーや食料品価格高騰の影響を受けている町民の皆様の生活支援に資するため、水道料金の基本料金6か月分を減免するために必要となる費用、また7月に実施された神奈川県計量検定所による水道メーターに対する立入検査の結果、当初予算で交換を予定していた水道メーター以外で追加的に交換を要すると指摘されたメーター交換に要する費用について補正するものでございます。

それでは、細部の説明をいたします。3ページをお願いいたします。松田町寄簡易水道事業会計令和7年度補正予算実施計画収益的収入及び支出の収入でございませう。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益について、291万8,000円を減額し、項2、営業外収益、目2、雑収益を291万8,000円増額してありますので、款1、水道事業収益の総額に変更はございませう。

続きまして、5ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出でございませう。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費について、59万4,000円を増額し、予算額を1,818万1,000円とするものでございませう。項1、営業費用につきましても同額が増額されることから、計4,322万1,000円、款2、水道事業費用につきましても同様に4,608万6,000円に増額するものでございませう。

続きまして、7ページをお願いいたします。補正予算実施計画の資本的収入及び支出の支出でございませう。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目2、固定資産購入費について、42万9,000円を増額し、予算額を73万4,000円とするものでございませう。項1、建設改良費につきましても同額が増額されることか

ら、計671万7,000円、款4、資本的支出につきましても同様に2,474万5,000円に増額されるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。補正予算内訳書の収益的収入及び支出の収入でございます。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益、節1、水道使用料です。令和7年8月から令和8年1月までの6か月間家事用として家庭生活のため使用している方の水道基本料金291万8,000円を減額し、その減額分と同額を項2、営業外収益、目2、雑収益、節5、他会計補助金に一般会計繰入金として受け入れ、水道使用料に充てるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いします。補正予算内訳書の収益的収入及び支出の支出でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費、節15、委託料でございます。こちらも、計量検定所による量水器の立入検査の結果、当初予算で交換を予定しておりました水道メーター以外で追加的に交換を要すると指摘されたメーターの交換委託料を59万4,000円増額するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いします。補正予算内訳書の資本的収入及び支出の支出でございます。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目2、固定資産購入費、節28、材料費です。交換に要する量水器を追加購入するため、42万9,000円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 9番、井上です。1点お伺いいたします。上水道でも聞いたんですけど、メーターの交換ということで、寄簡水の場合には、委託料の59万4,000円と量水器の購入費の42万9,000円、約100万円ちょっとが増加をするということで、そこにつきましては、先ほどの上水と同じということで理解をしておりますが、他会計の借入れによる部分が当初予算で計上されていると思うんですよ。なかなか厳しい寄簡易水道事業会計の内容だと思いますが、その部分には他会計の借入金を補正をするというのはここでは見込まない、また年度末等で対応さ

れるのか、ここで100万円増えるということで、100万円ぐらいだから何とか内部調整でできるのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。今御指摘のところにつきましては、おっしゃるとおり今年度、今状況を見ますと、執行残等々を含めまして年度末の時点で200万から300万円程度は余剰金が出るのではないかと見込んでおります。100万円ちょっとにつきましては、この中で運用できるのではないかと現在では見込んでおるところでございます。

以上です。

9 番 井 上 分かりました。終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議案第47号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日本日予定しておりました日程の全てが終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。また、この後、産業厚生常任委員会を大会議室で開催しますので、委員の皆様は委員長の指示によりお集まりください。本日はお疲れさまでした。(14時51分)